平成２４年（フ）第１７４７号
大阪府八尾市志紀町南３丁目180番地プランドール701号
債務者　志賀　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５８号
大阪府箕面市箕面５丁目１番18号　グランリッチ箕面202号室
債務者　竹田　匡美
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６５号
大阪府門真市大橋町３番11号
債務者　モリタ工業こと　森田　　肇
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１０１号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目６番３号エルエムヒルズ堂ヶ芝８Ａ
債務者　西端めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１０７号
大阪市旭区中宮２丁目22番16号
債務者　ＳＹＭＰＡＴＨＹこと　佐久間　学
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１２号
大阪市都島区東野田町４丁目19番18号
債務者　菅原　智澤
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１６号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目２番23号、前住所大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　岸本　　歩
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６３号
大阪府東大阪市花園本町１丁目５番10号　津田マンション205号
債務者　髙橋　真介
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７９号
大阪市都島区内代町１丁目12番27―305号
債務者　山口建装こと　山口　　実
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１６号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目１番地の15
債務者　赤根　洋佑
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４８号
大阪市淀川区西三国１―２―38　ラパンジール東三国308号室、住民票上の住所大阪市淀川区西三国２丁目12番５号
債務者　木下　志保
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８１号
大阪府高槻市氷室町２丁目43番14号
債務者　末永　浩一
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８２号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番23号　ハイツ華の元Ａ棟201号
債務者　増田　加代
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５０９号
大阪市東淀川区西淡路２丁目13番57号
債務者　黒石　賢二
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５３号
大阪府箕面市瀬川５丁目３番19―301号
債務者　日吉由紀子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７６号
大阪府枚方市樋之上町７番21号
債務者　沼田　清範
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１０号
大阪市港区田中２丁目１番20号
債務者　九鬼　良一
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２９号
大阪市港区築港４丁目２番20―508号
債務者　近藤　一志
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部